



経営情報

公益社団法人 **中央畜産会**

Japan Livestock Industry Association

〒101-0021 東京都千代田区外神田2丁目16番2号 第2デューアイシービル9階
TEL.03-6206-0846 FAX.03-5289-0890
URL https://jlia.lin.gr.jp/business/manage_info/
E-mail jlia@jlia.jp

主な記事

1 | 畜産学習室

畜産経営における資金管理 —これまでのまとめ—

山崎農業経済研究所 山崎 政行

2 | 畜産統計情報

畜産物生産費統計 報告① 「令和2年肉用牛生産費」を公表

農林水産省大臣官房統計部

3 | お知らせ

各種交付金単価の公表について

畜産学習室

畜産経営における資金管理 —これまでのまとめ—

山崎農業経済研究所 山崎 政行

資金管理についての畜産学習室も、前半の「資金管理の基本と実際」を3回、後半は「資金計画と資金統制」を3回説明してきました。今回は、最後に資金管理の実践のポイントについて、これまでのまとめとして説明します。

二つの運転資金を見極める

まとめに入る前に、前回の肉用牛肥育経営の運転資金の説明について「分かりにくいところがあった」との意見がありましたので、補足説明をします。具体的には、「年間借入金償還負担額が長期借入金の要償還額なのか、短期運転資金の性格を持つ借入金の償還

額を含むのか確認する必要があります」という記述があるが、「どうやって確認するのが分からない」という指摘がありました。

肉用牛肥育経営では、もと畜の仕入れに多額の資金が必要となることから、これを借入金により調達することが多くなります。もと畜費は、通常の売上げから賄われるべきであり、短期運転資金としての性格を持ちます。借入金によって調達する場合は、短期借入金として調達することが一般的です。しかし、借入金の金額が多額で決算期を超えることが多く、前述した「年間借入金償還負担額」としていることが多いのです。厳密な意味での、資金管理の鉄則における「長期借入金の要償

還額」ではないことが多いのです。ところで、もと畜費にかかる借入金は一括償還も多く、販売の相場が下落した場合など、全額を償還できずに一部を長期借入金に振り替えなければならない場面もでてきます。そこで、もと畜費のように本来短期運転資金とすべきものを、短期借入金から長期運転資金へ借り換えるような実務を含めて、少し詳しく説明します。

肉用牛肥育経営の運転資金を考える

経営の中のもと畜費について考える前に、長期運転資金と資金管理の鉄則について確認しておきましょう。

まず長期運転資金についてです。表1は、本シリーズの第2回の「表2 資金の種類と調達方法」から運転資金に関する部分を抜き出したものです。先ほども述べたとおり、もと畜費は、通常期中の売上げで賄われるべき短期運転資金に属します。同じもと畜費でも、規模拡大に伴う増加運転資金部分は、長期運転資金に属します（「増加運転資金」の発生の仕組みは、本シリーズ第3回の図2参照）。表1に記載している長期運転資金の「例」は

一部であり、この他にもいろいろな長期運転資金があります。

例えば、コロナ禍で休業を余儀なくされている外食産業などが必要としている休業資金も長期運転資金の一つです。休業で売上げが上がらなくても、人件費や家賃を支払わなくてはなりません。その資金を金融機関から借り入れる場合は、期中の売上げで賄うことが不可能ですから、長期の借入金で調達しなければなりません。そして、翌期以降の利益を償還財源として、長期間かけて償還していくことになります。なお、減価償却費のうち、設備に要した借入金の償還財源を引いて手元に残る分があれば、それを長期運転資金の償還財源に充てることも可能です。

なぜ、減価償却費の一部を充てることができるか、資金管理の鉄則を確認しておきましょう。鉄則は、次のとおりです。

長期借入金の要償還額<償還財源※

※減価償却費+利益

左の要償還額と右の償還財源を比べて、必ず右の方が大きくなければなりません。左の要償還額には、長期運転資金の毎年の償還額を含みます。他には、設備投資に係る借入金の毎年の償還額も含みます。その合計を、右

（表1）運転資金の種類と調達方法

区分	調達方法の留意点	例
短期 運転資金	○期中の売上げなどで賄われるべき資金	・もと畜および飼料などの仕入れ資金 ・従業員の給与 ・納税、賞与などの臨時的な支払資金
長期 運転資金	○長期に運用できることが必要で、自己資金または長期借入金で調達すべき資金	・創業資金 ・規模拡大に伴う資金（増加運転資金） ・研究開発費 ・負債整理や事業転換のための資金

※本シリーズ第2回の（表2）より抜粋

(図1) 肉用牛肥育経営の運転資金を考える手順例
(短期運転資金の一部を長期運転資金に振り替える例)

- ① 短期運転資金と長期運転資金の違いの確認
- ↓
- ② 長期借入金の資金管理の鉄則を確認
- ↓
- ③ もと畜費に係る借入金と家畜の評価額の関係の確認
- ↓
- ④ 家畜の評価額と販売実績を比較 (肥育差益の確認)
- ↓
- ⑤ 価格下落時等の長期運転資金の活用の検討
- ↓
- ⑥ 長期運転資金を長期の借入金で調達

の償還財源の合計より少なくするのです。したがって、減価償却費から設備に要した借入金の償還額を引いて残りがあある場合は、長期運転資金の償還財源に充てることも可能になるのです。大事なことは、長期借入金の償還財源は目に見える現預金すべてではなく、減価償却費と利益の合計額の範囲にとどまる、ということです。目に見える手元の現預金は、ほとんどが短期運転資金の支払いに充てなければならないのです。

肉用牛肥育経営の運転資金を考える手順の例を図1のように整理しました。短期運転資金と長期運転資金の違い、資金管理の鉄則の確認は終わりましたね。自分の経営の運転資金の見極めを行い、対応方法を考えましょう。

「評価額」と「販売実績」の違い

まず、自身の経営の借入金と償還財源について考えてみます。自身の経営の決算資料を確認しましょう。決算資料のうち貸借対照表をみると、図2のような項目があると思います。貸借対照表の左側は「資産の部」と呼ば

れています。右側は「負債の部」と「純資産の部」に分かれています。決算資料を見慣れていない方は、畜産協会などの支援団体の方に手伝ってもらって、一緒に考えてみてほしいと思います。負債の部の上の方に「短期借入金」の欄があると思います。もと畜費の借入金は、通常ここに計上されています(短期借入金の内訳は「勘定科目明細」に記載されていますが、金融機関別の残高が分かる程度であり、どの借入金がもと畜費として使われているかなど、使いみちを分かるようにしておく資金管理がしやすくなります)。畜舎や機械・施設などの借入金は長期の借入金であり、短期借入金より下の方に記載されている「長期借入金」に計上されています。

左側の資産の部を見ていただくと、「家畜」という項目があると思います。飼養している家畜の評価額が計上されています。肥育牛に関するものは「流動資産」に計上されています。通常、仕入れ時のもと畜費に購入飼料費を加えて評価額としています(飼料費以外の経費を加えるケースもあります)。負債の部の短期借入金の中身がほとんどもと畜費

(図2) 貸借対照表の様式例

科目			金額	科目			金額
資産	流動資産	現預金		負債	流動負債	買掛金	
		売掛金				未払金	
		・ ・ ・ ・ ・				短期借入金	× × ×
		家畜（肥育牛）	× × ×			・ ・ ・ ・ ・	
		飼料・その他資材				計	
	計		固定負債		長期借入金	× × ×	
	固定資産	建物・構築物				・ ・ ・ ・ ・	
		機械器具・車両				・ ・ ・ ・ ・	
		・ ・ ・ ・ ・				計	
		土地			負債合計		
		家畜（繁殖雌牛）		純資産	資本金		
		・ ・ ・ ・ ・			・ ・ ・ ・ ・		
		計			当期純利益		
	繰延資産		純資産合計				
資産合計			負債・純資産合計				

である場合、購入飼料費を加えた家畜の評価額の方が、短期借入金よりも多くなくてはなりませんね。

ここで大事なことを一つ説明しておきます。貸借対照表上の「家畜」の額は評価額であって、その金額で販売できるとは限らない、実際の販売額ではないということです。肉用牛肥育経営では、肥育牛の販売実績が経営全体の売上げにほぼ等しいと言えます。また、もと畜費と購入飼料費が経費の大半を占めます。このため、「家畜」の評価額と肥育牛の販売実績を比べると、利益の程度が大体分かります。

肉用牛肥育経営の経営分析項目に「肥育差益」というものがあります(図1-④参照)。

肥育差益＝肥育牛売上高－(もと畜購入費＋購入飼料費)

となります。肥育差益を算出することによって、出荷肥育牛1頭当たりまたは販売全体での利益を大雑把に把握することができます。

販売価格が下落した場合の対応

肉用牛肥育経営にとって、相場下落は減収につながります。また、何らかの理由で事故牛が多く出てしまったりすると、大きな減収につながります。上記の肥育差益が減少、あるいはマイナスになってしまったら大問題です。そのような場合、短期借入金を売上げから返せなくなる場合があります。そのようなときはどうするか。コロナ禍で売上げがなくなったときには、休業資金という長期運転資金が必要になることを思い出してください。休業により売上げゼロとまではいかなかったとしても、短期借入金が返せないほど売上げが大幅に減少した場合も、長期運転資金の出番です。

売上げ減少などによる長期運転資金の調達までの流れを図3に整理しました。売上げから短期運転資金の使いみちに関する費用の支払い部分を引いて、マイナスとなる部分が長期運転資金になります。これを、長期の借入金により調達します。償還財源は基本的に利

(図3) 肉用牛肥育経営の売上げ減少による長期運転資金の調達例

- ① 販売価格下落による短期借入金の償還不足額の算定 (A)
- ↓
- ② 長期借入金の償還余剰の算定＝「減価償却費＋利益」－「長期借入金の要償還額」＝(B)
- ↓
- ③ $(A) - (B) = \text{長期運転資金への振替額} = (S)$
- ↓
- ④ 翌期以降の年間の最終利益の見込額の算定 (R)
- ↓
- ⑤ (S) を長期借入金で調達するときの償還年数算定
 $\Rightarrow (S) \div (R) \times = (Y) \text{ 年}$

※ (R) には、翌期以降に見込まれる「減価償却費から設備に要した借入金の償還額を引いた残り」を加えることが可能。

益になりますから、翌期以降の利益を見通して償還年数を設定します。

ここで重要なことは、短期借入金を一括で償還できないからといって、償還しないでそのままにしておかないことです。短期借入金が固定化してしまいます。償還できる分は済ませ、長期運転資金の借入を最小限にとどめます。また、本来短期運転資金として支出すべき修繕費や薬品費を削って長期運転資金の償還財源に仕向けないことです。安易にこれをやると、経営が少しずつおかしくなっていく可能性があります。短期運転資金と長期運転資金の違いの意識を持って資金統制を行ってください。設備等の長期借入金の償還財源に余裕があれば、その範囲内で短期借入金の償還に回すことは可能です。販売価格が下落した場合の資金不足を、長期運転資金によって数年かけて解消していく資金管理の仕組みを理解していただけたでしょうか。

大事なことは、短期運転資金と長期運転資金を区別して考え、借入金に関する要償還額と償還財源のバランスを常に意識しておくこ

とです。このように、状況によって資金計画を見直し、長期運転資金を活用して、資金統制を継続的に行っていくことが大切です。前回の説明の「短期運転資金の性格を持つ借入金の償還を含むのか確認する」方法が、イメージできたでしょうか。説明不足は申し訳ありませんでした。もやもやが解消されていれば嬉しいです。

資金管理の基本と実際

最後に、本シリーズの6回のまとめを説明します。表2に本シリーズ前半部分の「畜産経営における資金管理の基本と実際」の第1回から第3回について、大まかな着眼点と、資金管理を実践するうえでのポイントを整理しました。

第1回では、資金管理をおろそかにしてしまうと、生産・販売を順調に進めて黒字経営であっても、倒産してしまう可能性があることを説明しました。そのような状況にならないために、資金計画を立て、資金統制を行う

(表2)「畜産経営における資金管理の基本と実際」の着眼点と実践のポイント

	内容	着眼点	資金管理実践のポイント
第1回	畜産経営における資金管理の基本と実際	損益が黒字でも、資金繰りが行き詰まれば「黒字倒産」の可能性がある	・ 予定している支払いを行うため、資金計画を立て、資金統制を行う ・ 資金管理の鉄則を守る
第2回	資金の種類に応じた資金調達	運転資金、設備資金の使いみちに応じた資金調達方法を選択する	・ 運転資金には、短期と長期があることを理解する ・ 設備資金の使いみちは、償却資産向けと非償却資産向けがあり、償還財源が異なる ・ 償還期限の年数設定によって、要償還額は大きく増減する
第3回	意識を持って資金管理を行う	資金管理の鉄則を守ること、資金の使いみち、借入金の償還財源や償還年数なども考え、意識して資金管理を行う	・ モノとカネの動きから短期運転資金の管理を行う ・ 長期運転資金に関する意識を持ち、利益を償還財源とする長期借入期の調達を考える ・ 設備資金の借入金の償還年数は、設備等の法定耐用年数が基本

こと、すなわち資金管理をきちんと行うことが重要です。資金繰りが行き詰まるとは、多くは長期借入金の償還ができなくなるということです。資金繰りに行き詰まらないための長期借入金の鉄則を守るようにしてください。

第2回では、資金の種類に応じた資金調達について説明しました。おカネには色はついていませんが、使いみちによって運転資金と設備資金という種類に分けられます。また、それぞれをさらに使いみちによって短期と長期の運転資金、償却資産向けと非償却資産向けの設備資金に分けることができます。それぞれの資金は、調達方法にも違いがあります。特に長期の運転資金と設備資金を借入金によって調達する場合は、使いみちと計画上の償還財源に応じた償還期限の設定を考えることが重要になります。

第3回では、実際に資金管理を行う際には、「意識」を持つことが重要であることを説明しました。短期運転資金に関しては、モノとカネの流れをみて、生産面を意識した資金管理を行うことが重要です。あまりなじみのない長期運転資金については、増加運転資金が

発生する仕組みや償還財源、償還年数の設置について具体的に説明しました。

皆さんの頭の中に、長期運転資金というもの具体的な姿が生まれたでしょうか。設備資金については、牧場を借入金によって取得する事例から、法定耐用年数の違う設備等の償還年数、要償還額について検討しました。長期運転資金、設備資金を借入金によって調達する場合の償還期限の設定の仕方、償還期限の年数による要償還額の違いがその後の資金繰りに大きな影響を与えること、などについて理解できたと思います。また、本シリーズでは資金管理を行う際には、まず生産面を考えることを繰り返し述べています。しかし、生産面だけを考えれば良いのではなく、鉄則の算式を計算してみることをはじめ、生産面に続けて意識を持って資金管理を行うことが重要なのです。

資金統制は常時行う必要がある

本シリーズ後半の3回では、表3のとおり「畜産経営における資金計画と資金統制」の

(表3)「畜産経営における資金計画と資金統制」の着眼点と実践のポイント

	内容	着眼点	資金管理実践のポイント
第1回	畜産経営における資金計画	資金計画は、まず生産面から考えて、中長期的な視点で立てる	・生産や販売の過程を考えて、資金計画を立てる ・個人経営では、事業と家計の双方の資金管理を行い、借入金の償還も総合的に計画する ・法人設立時も、まず生産面を考え、固定費と変動費に分けると、資金管理を行いやすい
第2回	畜産経営における資金統制	計画と実績を比べ、違いの発生の原因と対策を考えながら、資金計画を実行していく	・生産面を含め、計画と実績の違いの原因を考え、対策を検討する ・外部からの情報収集も行い、自身の経営の方向性を明確にして資金管理を意識する ・資金計画は一定の期間を経て節目に見直しを行うが、資金統制は常時行う
第3回	畜産経営を資金管理面から支える	資金計画と資金統制を意識して行うことによって、経営をより良い方向に向けていく	・資金計画と資金統制を理解して向かい合うことによって、生産、販売に冷静に対応し、経営をコントロールする ・実際の経営の資金管理は、生産の結果が資金の動きに現れるという、受け身的な姿勢が多い。資金管理を意識して行うことによって、経営をより良い方向に向けられる可能性がある

第1回から第3回について説明しました。

第1回では、資金計画は生産面を考えて、中長期的視点で立てることを改めて説明しました。生産や販売の過程から資金繰りを考えます。また、法人設立時の資金計画についても考えてみました。畜産経営では、耕種の経営に比べて法人化が進んでいると思いますが、個人経営も多くあります。個人経営では、事業に関する資金管理と家計の資金管理が一体的に行われることがほとんどです。資金計画を、事業に関するものに限定せず、家計に関する資金計画を合わせて立てることが有効です。中長期の総合的な償還年次表を作成、確認することによって、中長期の要償還額を把握しましょう。法人を設立するときの資金計画は、固定費と変動費を分けて考えると、資金管理を行いやすくなります。

第2回では、資金統制について説明しました。まず、生産面も含めて、計画と実績を比べて、違いが発生した原因を考えます。そして、今後の対策を打ちながら資金計画を実行

していきます。資金計画は、一度計画を立てるとそれに沿って経営を行い、節目に計画を見直すことになります。一方、資金統制は常時行わなければなりません。自分の経営の方向性を確立して、外部からの情報収集も積極的に行いながら、意識を持って資金統制を行っていきます。

第3回では、畜産特別資金等の借入者の計画の進捗状況や畜産クラスター事業の中心経営体の経営状況の調査結果から、実際の経営において資金管理が意識して行われているか考えてみました。酪農経営や養豚経営では、調査結果の平均を見る限りでは、例えば結果として資金管理の鉄則は守られているようでした。しかし、資金管理は生産の動きの結果として、受け身的に行われているようです。

自分の経営を良い方向に向けていくためには、意識を持って主体性のある資金管理を行っていただきたいと思います。

(筆者：山崎農業経済研究所 所長)

問合せ先：m.t.n.m.e.noie@ozzio.jp

畜産統計情報

畜産物生産費統計 報告① 「令和2年肉用牛生産費」を公表

農林水産省大臣官房統計部

農林水産省大臣官房統計部は令和3年12月17日、令和2年牛乳生産費、肉用牛生産費、肥育豚生産費を公表しました。今回は肉用牛生産費（子牛除く）について報告いたします。

肉用牛生産費（子牛除く）

農業経営統計調査の肉用牛生産費統計は、子牛、去勢若齢肥育牛、乳用雄育成牛、乳用雄肥育牛、交雑種育成牛、交雑種肥育牛の生産コストを明らかにし、肉用子牛の保証基準価格、経営改善対策等の資料を整備することを目的としている。

そして、肉用子牛生産者補給金の保証基準価格、合理化目標価格や、肉用牛肥育経営安定交付金制度（牛マルキン）の交付金の算定の資料として利用されるほか、各種政策の実施状況の把握や効果の検証等の資料として利用されている。

1. 調査の対象

本調査は、以下の畜種を対象に実施した。なお、「経営体（個別経営）」は2015年農林業センサスにおける農業経営体のうち、世帯による農業経営を行う経営体のことを指している。

- 1) 去勢若齢肥育牛：肥育を目的とする去勢若齢和牛を1頭以上飼養し、販売する経営体（個別経営）
- 2) 乳用雄育成牛：肥育用もと牛とする目的で育成している乳用雄牛を5頭以上飼養し、販売または自家肥育に仕向ける経営体（個別経営）
- 3) 乳用雄肥育牛：肥育を目的とする乳用雄牛を1頭以上飼養し、販売する経営体（個別経営）
- 4) 交雑種育成牛：肥育用もと牛とする目的で育成している交雑種牛を5頭以上飼養し、販売または自家肥育に仕向ける経営体（個別経営）
- 5) 交雑種肥育牛：肥育を目的とする交雑種牛を1頭以上飼養し、販売する経営体（個別経営）

2. 調査期間

令和2年1月から12月までの1年間

3. 調査対象経営体数

去勢若齢肥育牛：299経営体（うち、集計経営体数 285経営体）

乳用雄育成牛：53経営体（うち、集計経営体数 26経営体）

乳用雄肥育牛：84経営体（うち、集計経営体数 48経営体）

交雑種育成牛：60経営体（うち、集計経営体数 48経営体）

交雑種肥育牛：96経営体（うち、集計経営体数 86経営体）

注：集計経営体とは、調査期間中に脱落等により調査不能となった経営体および調査期間中の調査対象畜の飼養実績が調査対象に該当しなかった経営体を除いた経営体としている。

調査結果の概要

去勢若齢和牛を肥育し、販売する経営における肥育牛1頭当たり全算入生産費は133万6382円で、前年並みとなった。生体100kg当たり全算入生産費は16万5065円で、前年に比べ2.0%減少した（図1、表1）。

乳用種の雄牛を育成し、販売する経営における育成牛1頭当たり全算入生産費は23万8039円で、前年に比べ3.0%減少した（図2、表2）。

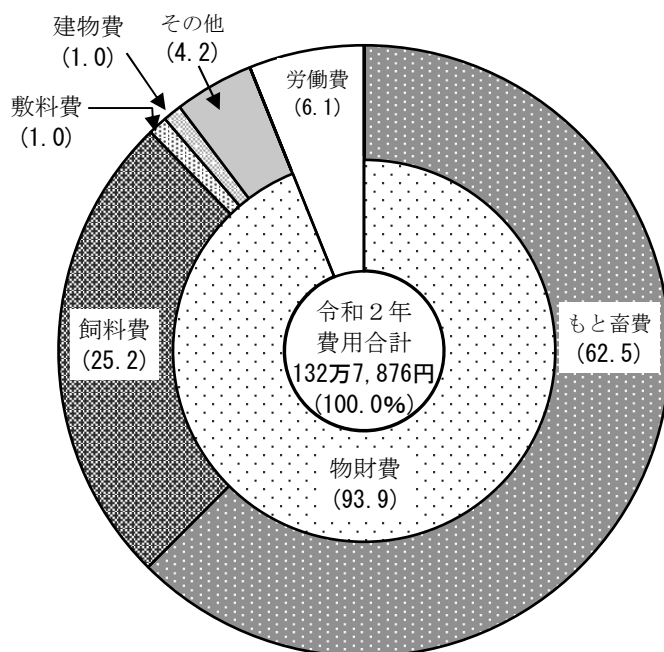
乳用種の雄牛を肥育し、販売する経営における肥育牛1頭当たり全算入生産費は54万5428円で、前年に比べ2.0%増加した。生体100kg当たり全算入生産費は6万8878円で、前年に比べ0.4%増加した（図3、表3）。

交雑種の牛を育成し、販売する経営における育成牛1頭当たり全算入生産費は34万5292円で、前年に比べ8.7%減少した（図4、表4）。

交雑種の牛を肥育し、販売する経営における肥育牛1頭当たり全算入生産費は82万8217円で、前年に比べ4.2%増加した。生体100kg当たり全算入生産費は9万9575円で、前年に比べ1.9%増加した（図5、表5）。

以上の結果から、令和2年の肉用牛1頭当たり資本利子・地代全額算入生産費（以下「全算入生産費」という）は、前年に比べ、乳用雄肥育牛、交雑種肥育牛で増加し、乳用雄育成牛、交雑種育成牛で減少し、去勢若齢肥育牛で前年並みとなった。

(図1) 去勢若齢肥育牛の主要費目構成割合 (1頭当たり)
(肥育牛1頭当たり)



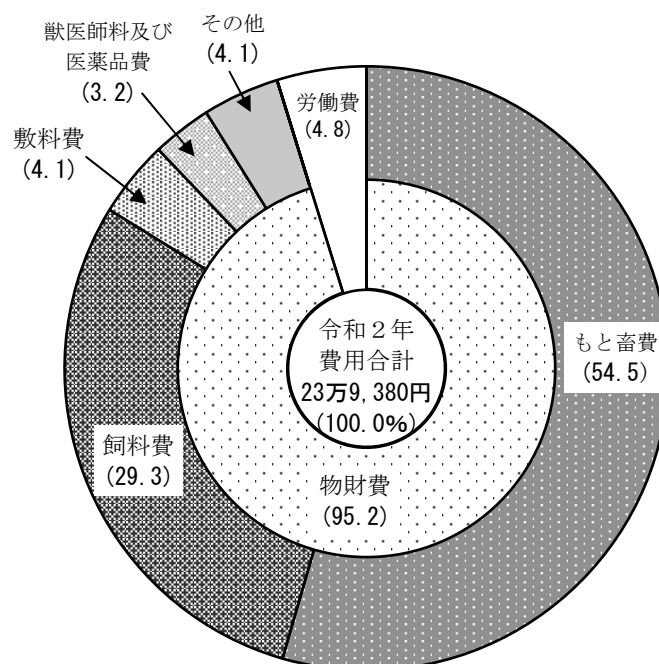
注：飼料費には、配合飼料価格安定制度の補てん金は含まない。

(表1) 去勢若齢肥育牛生産費

区 分	単位	令和元年	令和2年		対前年 増減率
			実数	構成割合	
肥育牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	1,245,936	1,246,351	93.9	0.0
うち も と 畜 費	〃	844,283	830,447	62.5	△1.6
飼 料 費	〃	323,576	334,711	25.2	3.4
敷 料 費	〃	12,873	13,731	1.0	6.7
建 物 費	〃	11,144	12,966	1.0	16.3
労 働 費	〃	77,887	81,525	6.1	4.7
費 用 合 計	〃	1,323,823	1,327,876	100.0	0.3
生産費（副産物価額差引）	〃	1,313,460	1,317,708	-	0.3
支払利子・地代算入生産費	〃	1,328,937	1,326,635	-	△0.2
資本利子・地代全額算入生産費	〃	1,336,990	1,336,382	-	0.0
生体100kg当たり全算入生産費	〃	168,386	165,065	-	△2.0
1経営体当たり販売頭数	頭	42.4	42.3	-	△0.2
1頭当たり投下労働時間	時間	50.00	50.80	-	1.6

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肥育を目的とする去勢若齢和牛を1頭以上飼養し、販売する経営体（個別経営）を対象に実施した。

(図2) 乳用雄育成牛の主要費目構成割合 (1頭当たり)
(肥育牛1頭当たり)



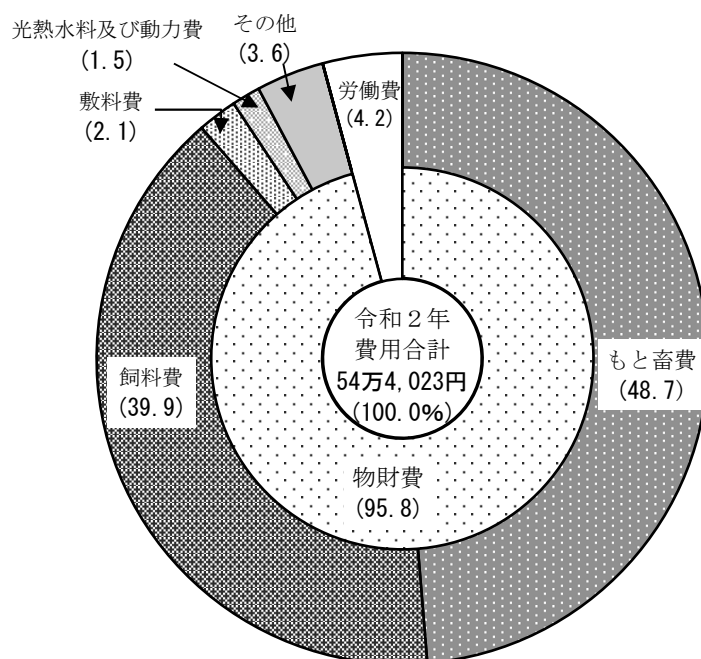
注：飼料費には、配合飼料価格安定制度の補てん金は含まない。

(表2) 乳用雄育成牛生産費

区 分	単位	令和元年	令和2年		対前年 増減率
			実 数	構成割合	
育成牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	236,575	227,934	95.2	△3.7
うち も と 畜 費	〃	147,756	130,396	54.5	△11.7
飼 料 費	〃	64,443	70,093	29.3	8.8
敷 料 費	〃	9,479	9,869	4.1	4.1
獣医師料及び医薬品費	〃	6,303	7,559	3.2	19.9
労 働 費	〃	10,647	11,446	4.8	7.5
費 用 合 計	〃	247,222	239,380	100.0	△3.2
生産費（副産物価額差引）	〃	243,284	235,507	-	△3.2
支払利子・地代算入生産費	〃	244,025	236,281	-	△3.2
資本利子・地代全額算入生産費	〃	245,369	238,039	-	△3.0
1 経営体当たり販売頭数	頭	446.8	367.7	-	△17.7
1 頭当たり投下労働時間	時間	5.93	6.22	-	4.9

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肥育用もと牛とする目的で育成している乳用雄牛を5頭以上飼養し、販売又は自家肥育に仕向ける経営体（個別経営）を対象に実施した。

(図3) 乳用雄肥育牛の主要費目構成割合 (1頭当たり)
(肥育牛1頭当たり)



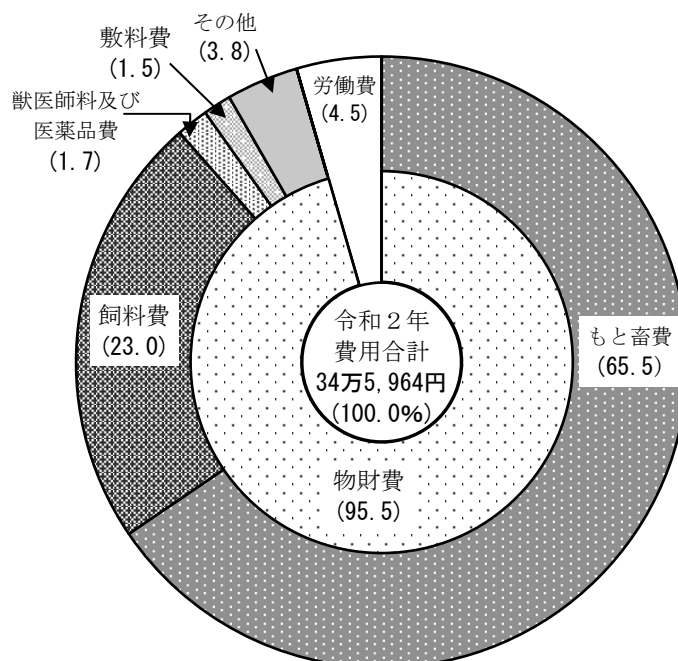
注：飼料費には、配合飼料価格安定制度の補てん金は含まない。

(表3) 乳用雄肥育牛生産費

区 分	単位	令和元年	令和2年		対 前 年 増 減 率
			実 数	構成割合	
肥育牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	510,114	521,087	95.8	2.2
うち も と 畜 費	〃	253,603	264,912	48.7	4.5
飼 料 費	〃	219,937	216,993	39.9	△1.3
敷 料 費	〃	9,036	11,444	2.1	26.6
光 熱 水 料 及 び 動 力 費	〃	8,262	7,980	1.5	△3.4
労 働 費	〃	22,320	22,936	4.2	2.8
費 用 合 計	〃	532,434	544,023	100.0	2.2
生産費（副産物価額差引）	〃	527,772	538,176	—	2.0
支払利子・地代算入生産費	〃	529,273	539,809	—	2.0
資本利子・地代全額算入生産費	〃	534,792	545,428	—	2.0
生体100 kg当たり全算入生産費	〃	68,571	68,878	—	0.4
1 経営体当たり販売頭数	頭	110.6	149.8	—	35.4
1 頭当たり投下労働時間	時間	13.12	12.89	—	△1.8

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肥育を目的とする乳用雄牛を1頭以上飼養し、販売する経営体（個別経営）を対象に実施した。

(図4) 交雑種育成牛の主要費目構成割合 (1頭当たり)
(肥育牛1頭当たり)



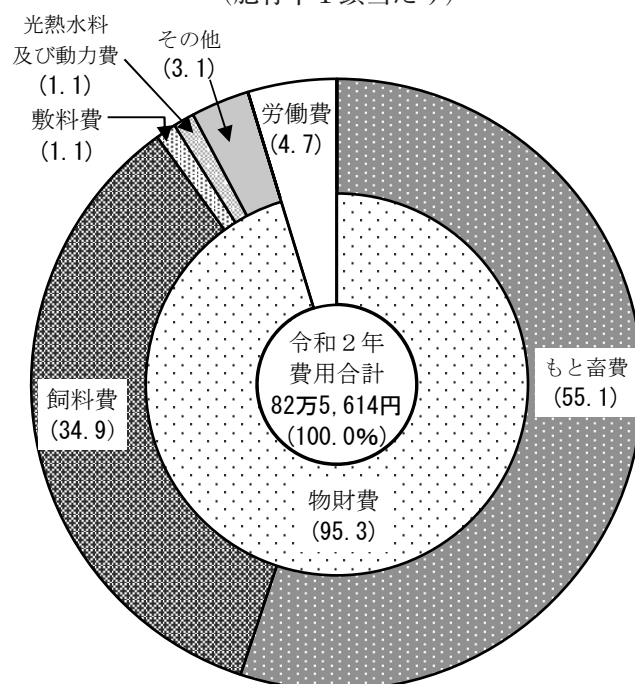
注：飼料費には、配合飼料価格安定制度の補てん金は含まない。

(表4) 交雑種育成牛生産費

区 分	単位	令和元年	令和2年		対 前 年 増 減 率
			実 数	構成割合	
育成牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	363,829	330,240	95.5	△9.2
うち も と 畜 費	〃	262,548	226,765	65.5	△13.6
飼 料 費	〃	77,021	79,468	23.0	3.2
獣医師料及び医薬品費	〃	6,086	5,822	1.7	△4.3
敷 料 費	〃	5,564	5,298	1.5	△4.8
労 働 費	〃	14,929	15,724	4.5	5.3
費 用 合 計	〃	378,758	345,964	100.0	△8.7
生産費（副産物価額差引）	〃	374,140	341,230	-	△8.8
支払利子・地代算入生産費	〃	374,963	342,271	-	△8.7
資本利子・地代全額算入生産費	〃	378,006	345,292	-	△8.7
1 経営体当たり販売頭数	頭	253.1	246.3	-	△2.7
1 頭当たり投下労働時間	時間	9.06	9.36	-	3.3

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肥育用もと牛とする目的で育成している交雑種牛を5頭以上飼養し、販売又は自家肥育に仕向ける経営体（個別経営）を対象に実施した。

(図5) 交雑種肥育牛の主要費目構成割合 (1頭当たり)
(肥育牛1頭当たり)



注：飼料費には、配合飼料価格安定制度の補てん金は含まない。

(表5) 交雑種肥育牛生産費

区 分	単位	令和元年	令和2年		対 前 年 増 減 率
			実 数	構成割合	
肥育牛1頭当たり				%	%
物 財 費	円	748,809	786,657	95.3	5.1
うち も と 畜 費	〃	405,634	455,172	55.1	12.2
飼 料 費	〃	297,952	288,525	34.9	△3.2
敷 料 費	〃	8,200	9,005	1.1	9.8
光 熱 水 料 及 び 動 力 費	〃	9,251	8,923	1.1	△3.5
労 働 費	〃	40,181	38,957	4.7	△3.0
費 用 合 計	〃	788,990	825,614	100.0	4.6
生産費 (副産物価額差引)	〃	781,801	817,220	-	4.5
支払利子・地代算入生産費	〃	786,870	821,835	-	4.4
資本利子・地代全額算入生産費	〃	794,770	828,217	-	4.2
生体100 kg当たり全算入生産費	〃	97,759	99,575	-	1.9
1 経営体当たり販売頭数	頭	101.9	117.8	-	15.6
1 頭当たり投下労働時間	時間	24.31	23.12	-	△4.9

注：本調査は、2015年農林業センサスに基づく農業経営体のうち、世帯による農業経営を行い、肥育を目的とする交雑種牛を1頭以上飼養し、販売する経営体（個別経営）を対象に実施した。

農畜産業振興機構からのお知らせ

各種交付金単価の公表について

1. 肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）〔令和4年1・2・3月分〕

（独）農畜産業振興機構は、令和4年1・2・3月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（1）から（4）までの規定に基づき標準的販売価格および標準的生産費ならびに交付金単価（確定値）を表1および表2のとおり公表しました。

また、令和4年1・2月に販売された交付対象牛に適用する同要綱第4の8の精算払いの額については、下記の確定値により算出された交付金の額と概算払の額との差額となります。

（表1）肉専用種の交付金単価（概算払および確定値）

算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和4年1月 確定値(概算払)※1	令和4年2月 確定値(概算払)※1	令和4年3月 確定値		令和4年1月 確定値(概算払)※1	令和4年2月 確定値(概算払)※1	令和4年3月 確定値
北海道	—	—	—	静岡県	—	—	—
青森県	—	—	—	新潟県	—	—	—
岩手県 (日本短角種を除く)	—	—	—	富山県	—	—	—
岩手県 (日本短角種)	21,053.7円 (15,901.5円)	13,878.9円 (9,574.5円)	—	石川県※2	—	—	—
宮城県	—	—	—	福井県※2	—	—	—
秋田県	—	—	—	岐阜県※2	—	—	—
山形県	—	—	—	愛知県	—	—	—
福島県	—	—	—	三重県	—	—	—
茨城県	—	—	—	滋賀県	—	—	—
栃木県	—	—	—	京都府	—	—	—
群馬県	—	—	—	大阪府	—	—	—
埼玉県	—	—	—	兵庫県	—	—	—
千葉県	—	—	—	奈良県	—	—	—
東京都	—	—	—	和歌山県	—	—	—
神奈川県	—	—	—	鳥取県	—	—	—
山梨県	—	—	—	島根県	—	—	—
長野県	—	—	—	岡山県	—	—	—

(つづく)

算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価			算出の区域	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和4年1月 確定値(概算払)※1	令和4年2月 確定値(概算払)※1	令和4年3月 確定値		令和4年1月 確定値(概算払)※1	令和4年2月 確定値(概算払)※1	令和4年3月 確定値
広島県	—	—	—	佐賀県	—	—	—
山口県	—	—	—	長崎県	—	—	—
徳島県	—	—	—	熊本県	—	—	—
香川県	—	—	—	大分県	—	—	—
愛媛県	—	—	—	宮崎県	—	—	—
高知県	—	—	—	鹿児島県	—	—	—
福岡県	—	—	—	沖縄県	—	—	—

(表2) 交雑種・乳用種の交付金単価

	肉用牛1頭当たりの交付金単価		
	令和4年1月確定値(概算払)※1	令和4年2月確定値(概算払)※1	令和4年3月確定値
交雑種	—	12,519.9円(8,449.5円)	—
乳用種	50,295.6円(45,274.8円)	51,054.3円(47,174.7円)	50,246.1円

※1 表中の令和4年1月および2月の肉用牛1頭当たりの標準的生産費および肉用牛1頭当たりの交付金単価は、上段に確定値、下段()内に概算払時の公表値を表示しています。

肉用牛1頭当たりの交付金単価(概算払)は、配合飼料価格安定制度における四半期別の価格差補填の発動がないものとして算出した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(見込み)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額から6,000円を控除した額ですが、同制度における令和3年度第4四半期(1月から3月までの期間)の価格差補填の発動があり、肉用牛1頭当たりの標準的生産費が概算払時の公表値から変動しております。このため、肉用牛1頭当たりの交付金単価(確定値)は、同制度における価格差補填を反映した肉用牛1頭当たりの標準的生産費(確定値)と、肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に、100分の90を乗じた額となります。

※2 ※2を付した3県については、都道府県標準販売価格が、全国一律を区域として算出した標準的販売価格に、都道府県標準販売価格の標準偏差の2倍の額を加えた額を上回ったため、1月分は岐阜県、2月分は福井県、3月分は石川県、岐阜県において、単独で標準的販売価格の算定を行っています。

注1) 令和2年4月末日から令和3年5月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、負担金の納付期限を猶予した登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

注2) 令和2年3月末日までに負担金の納付期限を迎える登録肉用牛のうち、令和3年5月末日までに積立金が不足した以下の都道府県において、令和3年4月以降に販売された登録肉用牛について、交付金の交付がある場合は、国費分のみ(4分の3相当額)の支払いとなります。

(肉専用種)

北海道、青森県、岩手県(日本短角種を除く。)、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県、新潟県、石川県、福井県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(交雑種)

東京都、京都府

2. 肉豚経営安定交付金(豚マルキン)〔令和3年度第1～4四半期〕

(独)農畜産業振興機構は、令和3年4月から令和4年3月までの算出期間(令和3年度第1～4四半期)における、畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)第3条第1項に規定する交付金については、肉豚経営安定交付金交付要綱第4の5の(1)の規定により算出した標準的販売価格および同(2)の規定により算出した標準的生産費がそれぞれ下記のとおりとなり、前者が後者を下回らなかったことから、交付はありません。

(表3) 肉豚経営安定交付金単価について

算出期間	令和3年4月から令和4年3月まで
肉豚1頭当たりの標準的販売価格	37,558円/頭
肉豚1頭当たりの標準的生産費	34,925円/頭
肉豚1頭当たりの交付金単価*	—(交付なし)

※ 肉豚1頭当たりの交付金単価は、肉豚1頭当たりの標準的生産費と肉豚1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額です。